明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二二）　一
〔告　示〕
○労働安全衛生規則に規定する公表化学物質のうち昭和五十二年十二月一日までに製造され又は輸入された化学物質の名称等を公示する件等の一部を改正する告示（厚生労働六七）　三五
○南アフリカ共和国産バレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実並びにスワジランド王国産のバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウィートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（農林水産五八二）　三六
○植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（同五八四）　三六
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　五二
特殊法人等
弁理士登録、公立学校共済組合決算、特定計量器型式承認、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五七
地方公共団体
行旅死亡人、特定空家等関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六二

省令

○農林水産省令第二十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十九日

農林水産大臣　吉川　貴盛